

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 5 年度 第 1 回 滋賀県自動車・同附属品製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 9 月 29 日 ( 金 ) 9 時 28 分 ~ 11 時 11 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 ( 定数 3 人 ) 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 ( 定数 3 人 ) 池内正博 鈴木敏和 松井大介 使用者代表委員 ( 定数 3 人 ) 佐々木浩介 西田保夫 三浦浩明 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p>&lt; 労働者側代表の主張 &gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し、社会経済活動も回復傾向にある。</p> <p>自動車産業においても、半導体不足が解消されつつあるが、人手不足の状況であり、中小企業は特に深刻な状況である。</p> <p>人への投資が重要であり、特定最賃の引き上げが必要。</p> <p>社会全体の賃金の底上げが必要。</p> <p>滋賀県内の新車販売台数は、前年同月比で 121% であり、全国では前年同月比 16.3% 増となっている。</p> <p>申出を行った組合の高卒初任給の最低額と、現在の最賃額との差を解消したい。</p> <p>今後の見通しは悪くない。</p> <p>人手不足は産業に関係なく深刻な状況であり、高卒初任給も引き上げられており、求人時の金額も引き上げられている。</p> <p>中小企業においても、賃金を引き上げざるを得ない状況。</p> <p>今春闘の連合の有期・短時間労働者の引き上げ額を参考に引き上げを提示する。</p> <p>&lt; 使用者側代表の主張 &gt;</p> <p>地賃の引き上げ額は、今年度、967 円と過去最高の 40 円 ( 4.31% ) の引き上げ。</p> <p>平成 28 年から令和 5 年の 8 年間で 203 円と大幅な引き上げとなっている。平成 27 年比で 26.6% の引き上げで、特賃との差が急激に縮小している。</p> <p>特定の産業に特化した仕事ではなく、複合した仕事となっており、</p>

産業で区別することが難しい。

地賃の大幅な引き上げにより、特賃の一定の役割を終える時期にきている。

地賃に引っ張られることなく、従来の考え方を踏襲し、真摯に議論していきたい。

滋賀県の景況調査結果によると、令和5年の第1四半期の業況DIは1.7、令和4年が7.4、令和3年が27.9、令和2年が69.6とマイナスは続いているものの、改善はしてきている。大企業は28.6で中小企業は3.9で、大企業の改善が大きな要因となっており、中小企業は厳しい状況にある。

エネルギーや原材料の高騰の悪影響があると約95%が回答している。

販売価格への転嫁は、1～19%が最も多く、価格転嫁ができていない理由として、競合他社との価格競争のためとしている事業所が約半数である。

鋳工業指数の生産指数も昨年度の第4四半期には100を超えたが、今年度に入り、低下しており、見通しもよくない。

人手不足を解消するための賃金額と、最低賃金額は別に考えるべき。

自動車産業の先行きは、明るい話題だけではない。

以上から、「賃金改定状況調査第4表」Bランクの賃金上昇率を基に算出した金額を提示した。

- ・ 本日は労使の意見の隔たりがうまらず、この日の審議は終了した。
- ・ 次回は、専門部会（第2回） 令和5年10月10日(火) 9:30～